

藤沢市図書館に関する規則の一部改正について
藤沢市図書館に関する規則の一部を次のように改正する。

2005年(平成17年)3月20日提出

藤沢市教育委員会

教育長 中 村 喬

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成17年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、図書館資料の弁償に関する規定を明文化する必要がある。

藤沢市図書館に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 數野 隆人

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市図書館に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市図書館に関する規則（昭和61年藤沢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（図書館資料の弁償）

第9条の2 利用者が図書館資料を亡失又は汚破損したときは、同一の資料又は代替品をもって弁償しなければならない。ただし、当該亡失又は汚破損が天災等不可抗力によると館長が認めたときは、この限りでない。

附 則

この規則は平成17年4月1日から施行する。

藤沢市図書館に関する規則新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>藤沢市図書館に関する規則</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 教委規則第 号</p> <p>藤沢市図書館に関する規則(昭和 6 1 年 9 月 2 9 日藤沢市教育委員会規則第 4 号)の一を改正する。</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市図書館に関する条例(昭和 61 年 3 月藤沢市条例第 36 号。以下「条例」という。)の施行並びに同条例に定めるもののほか藤沢市総合市民図書館(以下「図書館」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業)</p> <p>第 2 条 図書館は、おおむね次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 図書館資料(図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 3 条第 1 号に掲げる資料をいう。以下同じ。)の収集、整理及び保存 (2) 図書館資料の貸出し (3) 図書館資料の利用のための機材器具(以下「視聴覚機材」という。)の貸出し (4) 読書案内及び図書館利用の相談 (5) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催並びにその奨励及び援助 (6) 図書館報その他の読書資料の発行及び頒布 (7) 時事に関する情報並びに参考資料の紹介及び提供 (8) 他の図書館、学校、公民館、研究所、読書団体等との連絡及び協力 (9) 図書館資料及び視聴覚機材の他の図書館との相互貸借 (10) 図書館資料の他の図書館との広域利用 	<p>藤沢市図書館に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 61 年 9 月 29 日 教委規則第 4 号</p> <p>藤沢市図書館に関する規則(昭和 38 年 8 月藤沢市教育委員会規則第 5 号)の全部を改正する。</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市図書館に関する条例(昭和 61 年 3 月藤沢市条例第 36 号。以下「条例」という。)の施行並びに同条例に定めるもののほか藤沢市総合市民図書館(以下「図書館」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業)</p> <p>第 2 条 図書館は、おおむね次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 図書館資料(図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 3 条第 1 号に掲げる資料をいう。以下同じ。)の収集、整理及び保存 (2) 図書館資料の貸出し (3) 図書館資料の利用のための機材器具(以下「視聴覚機材」という。)の貸出し (4) 読書案内及び図書館利用の相談 (5) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催並びにその奨励及び援助 (6) 図書館報その他の読書資料の発行及び頒布 (7) 時事に関する情報並びに参考資料の紹介及び提供 (8) 他の図書館、学校、公民館、研究所、読書団体等との連絡及び協力 (9) 図書館資料及び視聴覚機材の他の図書館との相互貸借 (10) 図書館資料の他の図書館との広域利用 	

藤沢市図書館に関する規則新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>(11) 障害，病気等のため通常な方法による図書館利用が困難な者に対する図書館資料の宅送，対面朗読その他の援助 (分室及び視聴覚ライブラリーの設置) 第3条 図書館に分室を置き，その名称及び位置は，次のとおりとする。</p>	<p>(11) 障害，病気等のため通常な方法による図書館利用が困難な者に対する図書館資料の宅送，対面朗読その他の援助 (分室及び視聴覚ライブラリーの設置) 第3条 図書館に分室を置き，その名称及び位置は，次のとおりとする。</p>	

藤沢市図書館に関する規則新旧対照表

改正案		現行		備考
名称	位置	名称	位置	
藤沢市長後市民図書室	藤沢市長後513番地	藤沢市長後市民図書室	藤沢市長後513番地	
藤沢市明治市民図書室	藤沢市辻堂新町一丁目11番23号	藤沢市明治市民図書室	藤沢市辻堂新町一丁目11番23号	
藤沢市辻堂市民図書室	藤沢市辻堂東海岸一丁目1番41号	藤沢市辻堂市民図書室	藤沢市辻堂東海岸一丁目1番41号	
藤沢市御所見市民図書室	藤沢市打戻1,926番地	藤沢市御所見市民図書室	藤沢市打戻1,926番地	
藤沢市片瀬市民図書室	藤沢市片瀬三丁目9番6号	藤沢市片瀬市民図書室	藤沢市片瀬三丁目9番6号	
藤沢市遠藤市民図書室	藤沢市遠藤2,984番地の3	藤沢市遠藤市民図書室	藤沢市遠藤2,984番地の3	
藤沢市六会市民図書室	藤沢市亀井野四丁目8番地の1	藤沢市六会市民図書室	藤沢市亀井野四丁目8番地の1	
藤沢市善行市民図書室	藤沢市善行一丁目2番地の3	藤沢市善行市民図書室	藤沢市善行一丁目2番地の3	
藤沢市藤沢市民図書室	藤沢市藤沢一丁目9番17号	藤沢市藤沢市民図書室	藤沢市藤沢一丁目9番17号	
藤沢市鵜沼市民図書室	藤沢市鵜沼海岸二丁目10番34号	藤沢市鵜沼市民図書室	藤沢市鵜沼海岸二丁目10番34号	
藤沢市村岡市民図書室	藤沢市弥勒寺一丁目7番7号	藤沢市村岡市民図書室	藤沢市弥勒寺一丁目7番7号	
2 図書館に視聴覚ライブラリーを置く。		2 図書館に視聴覚ライブラリーを置く。		

藤沢市図書館に関する規則新旧対照表

改正案	現行	備考																
<p>(利用に供する主な施設)</p> <p>第4条 図書館が市民の利用に供する主な施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="241 448 1032 676"> <tr> <td>藤沢市総合市民図書館</td> <td>閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，対面朗読室，会議室，おはなしの部屋(団体利用に限る)</td> </tr> <tr> <td>藤沢市南市民図書館</td> <td>閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，会議室</td> </tr> <tr> <td>藤沢市辻堂市民図書館</td> <td>閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室</td> </tr> <tr> <td>藤沢市湘南大庭市民図書館</td> <td>閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室，特別書庫</td> </tr> </table> <p>(休館日)</p> <p>第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、当該休日後最初に到来する休日でない日)。ただし、8月31日が月曜日に当たる場合を除く。</p> <p>(2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日(市民図書室にあつては、同月28日)から同月31日まで</p> <p>(3) 特別整理期間(1会計年度において、10日を超えない範囲内で教育委員会が指定する期間)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館日に休館し、又は休館日に開館することができる。</p>	藤沢市総合市民図書館	閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，対面朗読室，会議室，おはなしの部屋(団体利用に限る)	藤沢市南市民図書館	閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，会議室	藤沢市辻堂市民図書館	閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室	藤沢市湘南大庭市民図書館	閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室，特別書庫	<p>(利用に供する主な施設)</p> <p>第4条 図書館が市民の利用に供する主な施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1070 448 1861 676"> <tr> <td>藤沢市総合市民図書館</td> <td>閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，対面朗読室，会議室，おはなしの部屋(団体利用に限る)</td> </tr> <tr> <td>藤沢市南市民図書館</td> <td>閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，会議室</td> </tr> <tr> <td>藤沢市辻堂市民図書館</td> <td>閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室</td> </tr> <tr> <td>藤沢市湘南大庭市民図書館</td> <td>閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室，特別書庫</td> </tr> </table> <p>(休館日)</p> <p>第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、当該休日後最初に到来する休日でない日)。ただし、8月31日が月曜日に当たる場合を除く。</p> <p>(2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日(市民図書室にあつては、同月28日)から同月31日まで</p> <p>(3) 特別整理期間(1会計年度において、10日を超えない範囲内で教育委員会が指定する期間)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館日に休館し、又は休館日に開館することができる。</p>	藤沢市総合市民図書館	閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，対面朗読室，会議室，おはなしの部屋(団体利用に限る)	藤沢市南市民図書館	閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，会議室	藤沢市辻堂市民図書館	閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室	藤沢市湘南大庭市民図書館	閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室，特別書庫	
藤沢市総合市民図書館	閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，対面朗読室，会議室，おはなしの部屋(団体利用に限る)																	
藤沢市南市民図書館	閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，会議室																	
藤沢市辻堂市民図書館	閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室																	
藤沢市湘南大庭市民図書館	閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室，特別書庫																	
藤沢市総合市民図書館	閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，対面朗読室，会議室，おはなしの部屋(団体利用に限る)																	
藤沢市南市民図書館	閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，会議室																	
藤沢市辻堂市民図書館	閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室																	
藤沢市湘南大庭市民図書館	閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室，特別書庫																	

藤沢市図書館に関する規則新旧対照表

改正案		現行		備考
<p>(利用時間)</p> <p>第6条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が図書館の管理上必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p>		<p>(利用時間)</p> <p>第6条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が図書館の管理上必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p>		
藤沢市総合市民図書館	午前9時から午後5時まで(火曜日及び金曜日(これらの日が休日に当たる場合を除く。))は午前9時から午後7時まで	藤沢市総合市民図書館	午前9時から午後5時まで(火曜日及び金曜日(これらの日が休日に当たる場合を除く。))は午前9時から午後7時まで。	
藤沢市南市民図書館	午前9時から午後5時まで(火曜日及び金曜日(これらの日が休日に当たる場合を除く。))は午前9時から午後7時まで	藤沢市南市民図書館	午前9時から午後5時まで(火曜日及び金曜日(これらの日が休日に当たる場合を除く。))は午前9時から午後7時まで	
藤沢市辻堂市民図書館	午前9時から午後5時まで(火曜日及び金曜日(これらの日が休日に当たる場合を除く。))は午前9時から午後7時まで	藤沢市辻堂市民図書館	午前9時から午後5時まで(火曜日及び金曜日(これらの日が休日に当たる場合を除く。))は午前9時から午後7時まで。	
藤沢市湘南大庭市民図書館	午前9時から午後5時まで(火曜日及び金曜日(これらの日が休日に当たる場合を除く。))は午前9時から午後7時まで	藤沢市湘南大庭市民図書館	午前9時から午後5時まで(火曜日及び金曜日(これらの日が休日に当たる場合を除く。))は午前9時から午後7時まで	
分室	午前10時から午後5時まで	分室	午前10時から午後5時まで	
<p>第2章 図書館の利用 (登録等)</p>		<p>第2章 図書館の利用 (登録等)</p>		

藤沢市図書館に関する規則新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>第 7 条 図書館資料及び視聴覚機材の貸出しを受けようとする者は、貸出申込書を総合市民図書館長(以下「館長」という。)に提出し、登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録を受けることができる者は、市内に在住、在勤又は在学をする個人、その事務所の所在又は活動の場が市内にある団体、広域利用実施協定を締結した地方公共団体(以下「広域利用公共団体」という。)に在住する個人その他館長が特に適当と認める者とする。</p> <p>3 前項の申込みには、次の各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める物を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>(1) 個人(広域利用公共団体に在住する個人を除く。) 市内に在住、在勤若しくは在学をしていることを証する書類又は次条第 1 項に規定する身体障害者手帳</p> <p>(2) 団体 会員名簿</p> <p>(3) 広域利用公共団体に在住する個人 広域利用公共団体に在住していることを証する書類</p> <p>4 館長は、第 1 項の登録をしたときは、当該登録申込者に図書館カードを交付するものとする。</p> <p>5 第 1 項の登録を受けた者は、登録事項に異動が生じたとき又は図書館カードを忘失し、若しくは損傷したときは、速やかにその旨を館長に届け出て、変更登録又は図書館カードの再交付を受けなければならない。</p> <p>(図書館資料及び視聴覚機材の貸出し)</p>	<p>第 7 条 図書館資料及び視聴覚機材の貸出しを受けようとする者は、貸出申込書を総合市民図書館長(以下「館長」という。)に提出し、登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録を受けることができる者は、市内に在住、在勤又は在学をする個人、その事務所の所在又は活動の場が市内にある団体、広域利用実施協定を締結した地方公共団体(以下「広域利用公共団体」という。)に在住する個人その他館長が特に適当と認める者とする。</p> <p>3 前項の申込みには、次の各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める物を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>(1) 個人(広域利用公共団体に在住する個人を除く。) 市内に在住、在勤若しくは在学をしていることを証する書類又は次条第 1 項に規定する身体障害者手帳</p> <p>(2) 団体 会員名簿</p> <p>(3) 広域利用公共団体に在住する個人 広域利用公共団体に在住していることを証する書類</p> <p>4 館長は、第 1 項の登録をしたときは、当該登録申込者に図書館カードを交付するものとする。</p> <p>5 第 1 項の登録を受けた者は、登録事項に異動が生じたとき又は図書館カードを忘失し、若しくは損傷したときは、速やかにその旨を館長に届け出て、変更登録又は図書館カードの再交付を受けなければならない。</p> <p>(図書館資料及び視聴覚機材の貸出し)</p>	

藤沢市図書館に関する規則新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>第 8 条 図書館資料及び視聴覚機材の貸出しを受けようとする者は、図書館カードを館長に提示して貸出手続をしなければならない。ただし、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に規定する身体障害者手帳を所持し、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号の 1 級又は 2 級に該当する者又は特別の事情により館長が必要と認めた者は、電話又は郵便により申込みをし、宅送による貸出しを受けることができる。</p> <p>2 館内における図書館資料の閲覧及び視聴は、原則として自由とする。ただし、館長が別に定める視聴覚資料の視聴については、図書館カードを館長に提示して閲覧及び視聴の手続をしなければならない。</p> <p>3 次に掲げる図書館資料は、貸出しをしないものとする。ただし、館長が必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 「かりられません」の表示があるもの又は赤枠ラベルを貼ちよう付してあるもの</p> <p>(2) 新聞、官報及び神奈川県公報</p> <p>(3) 逐次刊行物の最新号</p> <p>(4) 特別コレクション</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、館長が指定したもの (図書館資料及び視聴覚機材の貸出数、貸出期間及び申込開始日)</p> <p>第 9 条 図書館資料及び視聴覚機材を同時に貸出しできる数並びに図書館資料及び視聴覚機材の貸出し期間及び申込開始日は、次のとおりとする。</p>	<p>第 8 条 図書館資料及び視聴覚機材の貸出しを受けようとする者は、図書館カードを館長に提示して貸出手続をしなければならない。ただし、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に規定する身体障害者手帳を所持し、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号の 1 級又は 2 級に該当する者又は特別の事情により館長が必要と認めた者は、電話又は郵便により申込みをし、宅送による貸出しを受けることができる。</p> <p>2 館内における図書館資料の閲覧及び視聴は、原則として自由とする。ただし、館長が別に定める視聴覚資料の視聴については、図書館カードを館長に提示して閲覧及び視聴の手続をしなければならない。</p> <p>3 次に掲げる図書館資料は、貸出しをしないものとする。ただし、館長が必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 「かりられません」の表示があるもの又は赤枠ラベルを貼ちよう付してあるもの</p> <p>(2) 新聞、官報及び神奈川県公報</p> <p>(3) 逐次刊行物の最新号</p> <p>(4) 特別コレクション</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、館長が指定したもの (図書館資料及び視聴覚機材の貸出数、貸出期間及び申込開始日)</p> <p>第 9 条 図書館資料及び視聴覚機材を同時に貸出しできる数並びに図書館資料及び視聴覚機材の貸出し期間及び申込開始日は、次のとおりとする。</p>	

藤沢市図書館に関する規則新旧対照表

改正案					現行					備考
区分	数量	貸出期間	申込開始日		区分	数量	貸出期間	申込開始日		
図書・雑誌資料	6冊以内	15日間	利用日当日		図書・雑誌資料	6冊以内	15日間	利用日当日		
視聴覚資料	録音資料	3点以内	15日間		視聴覚資料	録音資料	3点以内	15日間		
	一般用ビデオテープ	1点	8日間			一般用ビデオテープ	1点	8日間		
	教材用ビデオテープ	3点以内	8日間			教材用ビデオテープ	3点以内	8日間		
	16ミリ映画フィルム	3点以内	4日間			16ミリ映画フィルム	3点以内	4日間		
視聴覚機材	各1台	4日間		視聴覚機材	各1台	4日間				
<p>2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、同項に規定する数量、貸出期間及び申込開始日について変更することができる。</p> <p>(図書館資料の弁償)</p> <p>第9条の2 利用者が図書館資料を亡失又は汚破損したときは、同一の資料又は代替品をもって弁償しなければならない。ただし、当該亡失又は汚破損が天災等不可抗力によると館長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(図書館資料及び視聴覚機材の貸出の停止等)</p> <p>第10条 貸出しを受けた者が貸出期間が経過しても図書館資料及び視聴覚機材を返納しないとき又は図書館資料及び視聴覚機材の</p>					<p>2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、同項に規定する数量、貸出期間及び申込開始日について変更することができる。</p> <p>(図書館資料及び視聴覚機材の貸出の停止等)</p> <p>第10条 貸出しを受けた者が貸出期間が経過しても図書館資料及び視聴覚機材を返納しないとき又は図書館資料及び視聴覚機材の</p>					

第 10 条 貸出しを受けた者が貸出期間が経過しても図書館資料及び視聴覚機材を返納しないとき又は図書館資料及び視聴覚機材の管理上支障があると認められるときは、館長は、一定の期間貸出しを停止することができる。

第 10 条 貸出しを受けた者が貸出期間が経過しても図書館資料及び視聴覚機材を返納しないとき又は図書館資料及び視聴覚機材の管理上支障があると認められるときは、館長は、一定の期間貸出しを停止することができる。

藤沢市図書館に関する規則新旧対照表

改正案		現行	備考
<p>2 貸出期間経過後なお引続き図書館資料及び視聴覚機材の利用をしようとする者は、館長の承認を受けなければならない。 (複写の承認)</p> <p>第 11 条 図書館資料の複写をしようとする者は、館長の承認を受けなければならない。 (施設の使用の許可)</p> <p>第 12 条 次に掲げる施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p>		<p>2 貸出期間経過後なお引続き図書館資料及び視聴覚機材の利用をしようとする者は、館長の承認を受けなければならない。 (複写の承認)</p> <p>第 11 条 図書館資料の複写をしようとする者は、館長の承認を受けなければならない。 (施設の使用の許可)</p> <p>第 12 条 次に掲げる施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p>	
藤沢市総合市民図書館	ホール, 会議室, 対面朗読室, おはなしの部屋	藤沢市総合市民図書館	ホール, 会議室, 対面朗読室, おはなしの部屋
藤沢市南市民図書館	会議室	藤沢市南市民図書館	会議室
藤沢市辻堂市民図書館	ホール, 会議室, 多目的室, 録音室	藤沢市辻堂市民図書館	ホール, 会議室, 多目的室, 録音室
藤沢市湘南大庭市民図書館	会議室, 多目的室, 録音室, 特別書庫	藤沢市湘南大庭市民図書館	会議室, 多目的室, 録音室, 特別書庫
<p>2 前項の許可(対面朗読室に係るものを除く。)を受けようとする者は、使用日の属する月の2月前の月の初日(その日が休館日にあたるときは、当該休館日の後に最初に到来する開館日)から使用日当日の使用前までに、図書館施設使用申請書により教育委員会に申請しなければならない。</p>		<p>2 前項の許可(対面朗読室に係るものを除く。)を受けようとする者は、使用日の属する月の2月前の月の初日(その日が休館日にあたるときは、当該休館日の後に最初に到来する開館日)から使用日当日の使用前までに、図書館施設使用申請書により教育委員会に申請しなければならない。</p>	

藤沢市図書館に関する規則新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>3 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、その結果を図書館施設使用決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>4 対面朗読室の使用に係る申請及び許可については、口頭によるものとする。 (使用料の減免基準等) 第12条の2 条例第9条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 国又は神奈川県が使用する場合 5割</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第9条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) 主たる構成員が障害者の団体又はその支援団体が使用する場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合</p> <p>3 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、施設等使用料減免申請書を事前に教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 教育委員会は前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、施設等使用料減免許可書によりその結果を当該申請者に通知するものとする。 (図書館の利用の制限) 第13条 館長は、図書館の利用者が、次の各号のいずれかに該当</p>	<p>3 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、その結果を図書館施設使用決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>4 対面朗読室の使用に係る申請及び許可については、口頭によるものとする。 (使用料の減免基準等) 第12条の2 条例第9条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 国又は神奈川県が使用する場合 5割</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第9条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) 主たる構成員が障害者の団体又はその支援団体が使用する場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合</p> <p>3 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、施設等使用料減免申請書を事前に教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 教育委員会は前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、施設等使用料減免許可書によりその結果を当該申請者に通知するものとする。 (図書館の利用の制限) 第13条 館長は、図書館の利用者が、次の各号のいずれかに該当</p>	

するときは、その者の利用を禁止し、又は中止させることができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 他の利用者に迷惑を及ぼしたとき。
- (3) 館長その他の職員の指示に従わないとき。

(施設使用の取りやめの届出)

第13条の2 第12条第3項に規定する施設使用の許可を受けた者が事情により使用することを取りやめるときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

第3章 図書館協議会

(委員長)

第14条 藤沢市図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

するときは、その者の利用を禁止し、又は中止させることができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 他の利用者に迷惑を及ぼしたとき。
- (3) 館長その他の職員の指示に従わないとき。

(施設使用の取りやめの届出)

第13条の2 第12条第3項に規定する施設使用の許可を受けた者が事情により使用することを取りやめるときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

第3章 図書館協議会

(委員長)

第14条 藤沢市図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

藤沢市図書館に関する規則新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>第 15 条 協議会の会議は，委員長が招集する。</p> <p>2 協議会は，委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 (報酬等)</p> <p>第 16 条 委員の報酬等については，藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和 31 年 9 月藤沢市条例第 36 号)の定めるところによる。 (書記)</p> <p>第 17 条 協議会に書記を置き，図書館の職員をもつて充てる。</p> <p>2 書記は，委員長の指揮を受けて協議会の庶務を処理する。 第 4 章 図書等の寄贈及び寄託 (寄贈及び寄託)</p> <p>第 18 条 図書館は，図書その他の資料の寄贈又は寄託を受けることができる。</p> <p>2 寄託を受けた図書その他の資料は，図書館資料と同様の取扱いをするものとする。 第 5 章 雑則 (帳票の様式)</p> <p>第 19 条 この規則の規定により必要とする帳票の様式は，別に定める。 附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は，昭和 61 年 10 月 25 日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際，現に藤沢市図書館に関する規則の規定により貸出中の図書館資料の取扱いについては，なお従前の例による。</p>	<p>第 15 条 協議会の会議は，委員長が招集する。</p> <p>2 協議会は，委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 (報酬等)</p> <p>第 16 条 委員の報酬等については，藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和 31 年 9 月藤沢市条例第 36 号)の定めるところによる。 (書記)</p> <p>第 17 条 協議会に書記を置き，図書館の職員をもつて充てる。</p> <p>2 書記は，委員長の指揮を受けて協議会の庶務を処理する。 第 4 章 図書等の寄贈及び寄託 (寄贈及び寄託)</p> <p>第 18 条 図書館は，図書その他の資料の寄贈又は寄託を受けることができる。</p> <p>2 寄託を受けた図書その他の資料は，図書館資料と同様の取扱いをするものとする。 第 5 章 雑則 (帳票の様式)</p> <p>第 19 条 この規則の規定により必要とする帳票の様式は，別に定める。 附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は，昭和 61 年 10 月 25 日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際，現に藤沢市図書館に関する規則の規定により貸出中の図書館資料の取扱いについては，なお従前の例による。</p>	

藤沢市図書館に関する規則新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>附 則(昭和 62 年教委規則第 2 号) この規則は、昭和 62 年 6 月 16 日から施行する。</p> <p>附 則(昭和 63 年教委規則第 15 号) この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 2 年教委規則第 8 号) この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 4 年教委規則第 2 号) この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 4 年教委規則第 2 号) この規則は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 4 年教委規則第 4 号) この規則は、平成 4 年 9 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 4 年教委規則第 5 号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成 5 年教委規則第 4 号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 5 年 7 月 4 日から施行する。 (設備利用の承認に係る経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日前に改正前の藤沢市図書館に関する規則第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定により承認を受けた者は、改正後の藤沢市図書館に関する規則(以下「改正後の規則」という)の規定により利用の承認を受けたものとみなす。 (帳票類の経過措置)</p> <p>3 この規則の施行の際、改正後の規則第 21 条の規定にかかわらず、現に使用している帳票類は、残存するものに限り使用することができる。</p>	<p>附 則(昭和 62 年教委規則第 2 号) この規則は、昭和 62 年 6 月 16 日から施行する。</p> <p>附 則(昭和 63 年教委規則第 15 号) この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 2 年教委規則第 8 号) この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 4 年教委規則第 2 号) この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 4 年教委規則第 2 号) この規則は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 4 年教委規則第 4 号) この規則は、平成 4 年 9 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 4 年教委規則第 5 号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成 5 年教委規則第 4 号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 5 年 7 月 4 日から施行する。 (設備利用の承認に係る経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日前に改正前の藤沢市図書館に関する規則第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定により承認を受けた者は、改正後の藤沢市図書館に関する規則(以下「改正後の規則」という)の規定により利用の承認を受けたものとみなす。 (帳票類の経過措置)</p> <p>3 この規則の施行の際、改正後の規則第 21 条の規定にかかわらず、現に使用している帳票類は、残存するものに限り使用することができる。</p>	

藤沢市図書館に関する規則新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>附 則(平成 7 年教委規則第 6 号) この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則(平成 8 年教委規則第 1 号) この規則は、平成 8 年 5 月 14 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 8 年教委規則第 3 号) この規則は、平成 8 年 9 月 15 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 9 年教委規則第 8 号) この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 9 年教委規則第 6 号) この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 10 年教委規則第 2 号) 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、平成 10 年度に限り、藤沢市総合市民図書館の分室の休館日については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成 12 年教委規則第 7 号) この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の表に次のように加える改正規定、第 6 条の表の改正規定(「総合市民図書館」を「藤沢市総合市民図書館」に、「南市民図書館」を「藤沢市南市民図書館」に、「辻堂市民図書館」を「藤沢市辻堂市民図書館」に改める部分を除く。)及び第 12 条の表に次のように加える改正規定は、平成 12 年 4 月 29 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 16 年教委規則第 11 号) この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>附 則(平成 7 年教委規則第 6 号) この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則(平成 8 年教委規則第 1 号) この規則は、平成 8 年 5 月 14 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 8 年教委規則第 3 号) この規則は、平成 8 年 9 月 15 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 9 年教委規則第 8 号) この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 9 年教委規則第 6 号) この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 10 年教委規則第 2 号) 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、平成 10 年度に限り、藤沢市総合市民図書館の分室の休館日については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成 12 年教委規則第 7 号) この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の表に次のように加える改正規定、第 6 条の表の改正規定(「総合市民図書館」を「藤沢市総合市民図書館」に、「南市民図書館」を「藤沢市南市民図書館」に、「辻堂市民図書館」を「藤沢市辻堂市民図書館」に改める部分を除く。)及び第 12 条の表に次のように加える改正規定は、平成 12 年 4 月 29 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 16 年教委規則第 11 号) この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。</p>	